

# 兵賦・農兵問題に関する郡代・代官の対応

—西国筋郡代・長崎代官の場合—

佐 藤 晃 洋

はじめに

## 一 兵賦・農兵問題の発生

### (1) 兵賦問題

### (2) 農兵問題

## 二 兵賦・農兵問題への対応

### (1) 西国筋郡代の対応

### (2) 長崎代官の対応

むすびにかえて

はじめに

先に「長州戦争における豊後幕領農民の負担と動向」(『大分県地方史』一一一号)において、長州戦争に際して豊後国幕領農民に課せられた負担について考察したが、その中で幕府の遠隔地幕領における支配力の弱体化の一面をうかがうことができた。

本稿は、そのような幕府の遠隔地幕領における支配力の弱体化を、兵賦金納と農兵取り立てに関する問題を通して考察するための基礎作業として、九州幕領支配の拠点であった西国筋郡代と長崎代官の動向を概観しようとするものである。

以下、本稿では、まず兵賦・農兵問題が発生する過程を概観し、次に西国筋郡代窪田治部右衛門（以下、窪田郡代と記す）と長崎代官高木作右衛門（以下、高木代官と記す）とがそれらの問題にどのように対応したかについて考察することにする。しかし、なにぶんにも史料的な制約があり、多々独断もあると考えるが、卑見を明らかにして、諸先学の御批判・御叱正を願う次第である。

## 一 兵賦・農兵問題の発生

### (1) 兵賦問題

兵賦について、慶応二年当時、窪田郡代管轄下の村々では、次のように考えていた。<sup>(1)</sup>

……兵賦与申者は、村方々千石ニ付老人宛之当ヲ以、力強く達者成者相撰、江戸表江差発ゆ得は、公儀ニ而右差出ゆ者長脇差・鉄砲を持せ、合戦之節雑兵ニ御遣ひ被成ゆ儀ニ而、関東筋御料所は兩三年前々右之通相分居ゆ……

すなわち、①兵賦とは、各村から千石につき一人の割合で、強壮な人物を選び、江戸表へ差し出したものである、②幕府は、差し出された兵賦に長脇差・鉄砲を持たせ、戦争時に雑兵として使用する、③この兵賦は、関東方面の幕領では二・三年前から差し出させている、というものである。

このような兵賦に関する問題について、ここでは、発生してくる過程を、高木代官の動向を中心に概観することにする。文久三年一月、高木代官に幕府から次に示す文言に始まる申渡が下された。<sup>(2)</sup>

此度御軍役兵賦……差出ゆ様被仰渡ゆ上は、銘々収納高之内々差出ゆ事ニ付、家来を始日用雑費相減シ、愆而自己之奢侈致間敷事……

つまり、兵賦を差し出すことを命じられたが、各々自己負担で差し出すということなので、贅沢な生活をせず節約をせよ、というのである。そして以下、冠婚喪祭・付け届け・贈物・衣服などについて、細かく儉約・節約をすることが申し渡された。しかし、兵賦についてくわしいことは伝達されていなかったたので、高木代官は特に対応はしなかった。

ところが、元治元年になると、兵賦について、次のような申渡が下された。<sup>3)</sup>

今般御料所村々とも高千石ニ付耆人位之當を以兵賦為差出、又は割合を以金納ニも可被仰付哉、尤千石耆人と相定ゆ而も村柄之善悪・貧富之差別も可有之、且は道中筋宿之助合を始、諸夫役等も二重不相成様、夫是勤弁之上取調可相伺旨伊豆（老中松平禁広）守殿被仰渡ゆ付、右之趣を以御代官所并当分御預所等之分巨細相調、早々可差出……

要旨を示すと、①幕領各村から千石につき一人程度の割合で兵賦を差し出させるか、又は同程度の金納をさせるつもりである、②しかし、村によっては村況に格差があり、兵賦以外にも様々な負担が課せられている村もあるであろうから、それらをよく調査し、早急に報告せよ、というものである。

これに対して、高木代官は、同年一二月に管轄下の村々の状況を報告した。高木代官は管轄下の村々には、「非常之節は、夫役手割も有之」し、加えて第一表に示したように村毎に様々な負担が課せられていることを記し、次のように報告を締めくくった。<sup>4)</sup>

……御代官所当分御預所共格別之遠国之義ニも御座ゆ処、兵賦差出之儀并割合金納之儀御免被仰付ゆ様仕度奉存ゆ、依之此段申上ゆ、以上

子十二月

高木作右衛門<sup>④</sup>

勘定所

つまり、①前述のように様々な負担が課せられているし、高木代官管轄下の村々は遠隔地でもあり、②そのため、兵賦の差し出し、及び同程度の金納を猶予していただきたい、というものである。

第1表 長崎代官管轄下の村々の負担

村名	各村に課せられた負担	
長崎村 浦上村	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦御船付場の夫役</li> <li>◦御船乗組浦水夫</li> <li>◦挽船等差出</li> <li>◦長崎奉行 その他役人} 長崎着・出立時の助合人馬</li> </ul>	非常時の 夫役手割
戸町村	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦御船乗組浦水夫</li> <li>◦挽船等差出</li> <li>◦助合人馬</li> </ul>	
野母村 梶嶋村	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦長崎奉行 御嶋目原付家} 野母辺巡見時の挽船等差出</li> </ul>	
高浜村 古賀村 古見村 日茂村 川木村 原村	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦長崎奉行 その他役人} 長崎着・出立時の助合人馬</li> </ul>	
松浦郡 村々	<ul style="list-style-type: none"> <li>◦松平美濃守 小笠原佐渡守} 長崎見廻り時の助合人馬</li> <li>◦その他 多分の人馬</li> </ul>	

註 県立長崎図書館所蔵「元治元年御用留」より作成。

このような報告及び猶予願が各地からよせられたのであるうか、幕府は猶予願を却下し、各村の状況に応じて兵賦を賦課する方針から、各村千石につき一人の割合で強制的に兵賦を差し出させる方針に改めた。そして、慶応元年には、次のような申渡が高木代官に下された。<sup>(5)</sup>

……御料所村に兵賦差出方之儀、去ル子年中被仰出  
……ゆ得共、関外之儀はまた差出無之ゆ処……寅  
二月に三兵傳習御開相成ゆに付てハ夫と御遣方有之  
ゆ間、関外方も同年二月初旬迄千石に付壹人宛之割  
合を以強壯之もの可差出……

つまり、剣術・槍術・柔術の三兵伝習開始にあわせて、慶応二年二月初旬までに、兵賦を千石につき一人の割合で差し出せというものである。このような申渡に対して、高木代官がどのように対応したかは明らかにしないが、少なくとも兵賦は差し出していないようである。そして、慶応二年二月二十八日、勘定所において兵賦掛の松嶋小四郎から次のように伝達された。<sup>(6)</sup>

……支配所之儀ハ、格別遠路に付正兵差出方難儀ニ  
も有之ゆ間、追而及沙汰ゆ迄ハ先ツ金納之積、尤……

：寅二月月割上納之心得を以掛高取調可相伺……

すなわち、①高木代官管轄下の村々は遠隔地にあるので、兵賦を差し出すことは困難であろう、②そこで、改めて指令するまでは、代金納することとする、③金納は、慶応二年二月から月割で上納することとし、掛高を調べて報告せよ、というものである。

こうして、兵賦差し出し命令は、兵賦金納命令へと変わったのである。

ところで、このような兵賦問題の経過は、窪田郡代管轄下の村々でもほぼ同様の経過を経て、兵賦金納問題へと変わっていった。<sup>(7)</sup>しかし、窪田郡代と高木代官の兵賦金納問題への対応の仕方は異なっている。窪田郡代と高木代官が、各々どのように対応したかについては後述することにする。

## (2) 農兵問題

慶応二年一月、高木代官に関東郡代支配代の今川要作・松村忠四郎から、次のような廻状が廻ってきた。<sup>(8)</sup>

御料所農兵取立ニ付、銘と見込申上ゆ様、去ル酉年被仰渡勤考中、江川太郎左衛門先代見込之趣申上ゆ之処、去々子年同人支配隈見込之通銃隊立方其外とも御下知相済ゆニ付、教授役夫と仕法相立、追々修行熟練仕ゆ……今般御沙汰之趣関内同役支配所村と一同江申論下夕方納得之上惣体之処置凡同様ニ仕度と奉存ゆ得共自然手間取、右躰取立方願出ゆ村々之氣先を折きゆては不可然と奉存ゆ間、先要作支配所橋樹村々を手始メニ仕、凡太郎左衛門支配所農兵取立方仕法ニ見合勿論差支之廉は取捨仕玉葉其外入費之儀御時節柄ニ付御出方不相成様仕法立之上、兼而御達之趣も御座ゆ間農障之時分稽古可為仕と奉存ゆ……要作支配所村々之分早速御沙汰御座ゆ様仕度奉存ゆ、左ゆ得は兩人支配所は不及申外関東同役支配所村と一体ニ凡右御沙汰ニ基き仕法取調追々申上ゆ様可仕ゆ……願書相添先御内慮……相伺ゆ処……御下知相済ゆ間、為御心得及御懸合ゆ、一紙早々御順達留御方忠四郎方江御返却可被成ゆ、以上

寅十一月晦日

今川要作

文久元年頃から幕領に申し渡された農兵取り立てに関する問題について、この廻状にみられるように、各地の幕領を管轄下におく役所では苦慮していたようである。

ここでは、高木代官の動向を中心に、農兵問題が発生してくる過程を概観することにする。

長崎代官所における農兵関係史料の初見は文久三年九月である。幕府から農兵取り立てに関して管轄幕領の警備状況の問い合わせがあり、高木代官がそれに対して返答した書付がそれである。<sup>(9)</sup>

私支配所村と農兵御取立御主法見込之儀ニ付申上ひ書付

(老中松平信義)

御料所村と農兵御取立之儀、松豊前守殿江御伺之処、土地人民とも難渋不相成御警衛向行届ゆ様御主法御勘弁之上猶御伺可被成旨被仰渡ゆ間、銘と支配所之地勢ニ応し見込之趣早と取調可申上旨被仰渡之趣承知仕ゆ、右は……農兵御取立無御座ゆ共御警衛之儀は行届可申奉存ゆ間、別段御主法見込取調申上ゆ程之儀無御座ゆ、依之此段申上ゆ、以上

亥九月

高木作右衛門 印

すなわち、高木代官管轄下の村々では、農兵を取り立てなくても警備状況は万全であるというのである。高木代官としては、農兵を取り立てるつもりはなかったのであろう。<sup>(10)</sup>

ところが、元治元年五月に、次のような申渡が下された。

申渡

……御料所村と農兵取立方之儀、去亥年中松平豊前守殿御動中伺之上各存寄相尋追と被申聞ゆ趣もゆ得共、一般農兵取建武芸為致ゆては百姓共気かさニ相成、自然農業を怠り後害不少……百姓共武芸或は陣屋警備等は年来之御恩沢を弁、万一节は支配役所之ため身命を抛ゆ儀と寄特之心底より心掛ゆ風儀ニ成行ゆ様ニ有之度筋ニゆ間、右等之教諭も不行届、或は

左程好も不致もの共を強而武芸等為致ゆニは不及、若右様取計ひて武芸為致もの少く陣屋警備不行届場所は警備之儀別段勘弁いたし可被申聞ゆ……

五月十三日

福田所右衛門

御代官方

惣回状

この申渡は、幕領を管轄下におく役所すべてに宛たものである。そして、農兵を取り立てるに際しては、百姓としての身分をよく心得た上で、平素の恩に報いるため命を差し出す覚悟のある者のみを取り立てること、という農兵取り立て上の注意である。

前述の警備状況報告に対しては何の沙汰もなく、農兵取り立てを前提とした取り立て上の注意が申し渡されたわけである。高木代官は、農兵を取り立てない方針だったので、この申渡への対応に苦慮したようである。

そして、同年八月、高木代官は農兵名簿として、長崎村・浦上村・戸町村から総数七三名の百姓・獵師の名前を報告した。<sup>(11)</sup> その報告は、第二表のごとくであるが、この人々の人数は村高とは無関係であり、百姓と獵師の割合も一律ではない。また、年齢構成をみると、二〇代・三〇代が多くなっているが、最年少者は八歳、最高齢者は七四歳であり、即戦力とはなりえないような人々も含まれている。

これらの人々がどのような経緯で農兵として報告されたかは、史料制約により明らかにしえない。しかし、前述のように即戦力となりえないような人々を含んでいることや、高木代官がこれ以後も農兵問題に苦慮していることから考えて、本格的な農兵取り立てを実施したというよりも、前述の幕府からの申渡に対して一時のがれの的にこれらの人々を農兵として報告したと考えられそうである。そして、そのため高木代官は早急に何らかの抜本的な対応をせまられていたはずである。

一方、日田の窪田郡代の下で農兵問題がどのように発生したかは、史料制約により明らかにしえない。しかし、前述の元

第2表 元治元年、高木代官が報告した農兵人数

職種	年齢(歳)	村名		計	
		長崎村	浦上村		戸田村
	村高(全)	2205.6556	952.1587	600.9537	
百	～9				
	10～19		3	3	
	20～29	1	14	15	
	30～39		5	5	
	40～49		5	5	
	50～59		1	1	
	60～69				
	70～				
小計		1	28	29	
姓	～9				
	10～19				
	20～29				
	30～39				
	40～49				
	50～59				
	60～69				
	70～				
小計		1		1	
獵	～9	1		1	
	10～19				
	20～29	4	3	7	
	30～39	7	4	2	13
	40～49	6	3		9
	50～59	6	4	2	12
	60～69	1			1
	70～	1			1
小計	26	14	4	44	
師	～9				
	10～19				
計	～9				
	10～19				
	20～29				
	30～39				
	40～49				
	50～59				
	60～69				
	70～				
小計	27	42	4	73	

註 (1) 県立長崎図書館所蔵「元治元年御用留」より作成。

(2) 年齢欄・村高欄以外の数字は人数を示し、単位は(人)

治元年五月の申渡や慶応二年一月の廻状が全国の幕領を管轄していた役所に廻されたことから考えて、高木代官の下での發生経過とはほぼ同様ではないかと考えられる。

そこで、窪田郡代と高木代官がこのような農兵問題に各々どのように対応したかについて、次節で考察することにしよう。

二 兵賦・農兵問題への対応



## (1) 西国筋郡代の対応

さて、前述のような兵賦・農兵問題に、窪田郡代がどのように対応したのか、次にみることにしよう。

窪田郡代は、慶応元年六月、農兵取り立てに着手した。まず、兵器購入として日田隈・豆田町の主立った商人から千両程献金させ、それで西洋筒五〇挺を買い求めた。そして、七月になると隈・豆田町内から農兵を募った。この時は、隈・豆田町から農兵三〇人を集め、それを指揮する惣頭が組頭中から選抜された。さらに、その他に千原・広瀬・山田家等の豪商十数人から数人ずつ雇用者を提供させて、農兵隊が編成された。<sup>(12)</sup>

このようにして農兵隊の基礎を築いた後、翌慶応二年には、管轄下村々から次に示す要領で農兵の取り立てを行った。<sup>(13)</sup>

……此度農兵取立ゆ間、村々ニおゐて十五才以上四十才以下ニ而望之ものは勿論、其余実直ニ而強壯之者相換、名前年付等取調早々可申立ゆ、尤炮術稽古等其身難渋ニ不相成様仕法相立ゆ間、此段も可相心得ゆ……

この時取り立てられた村別農兵人数の一例を示すと、第三表のごとくである。農兵の取り立て方については、完全な志願なのか、何らかの規準を定めた半強制的なものなのか明らかにしえないが、少なくとも村高を規準としたものではないようである。また、第三表に参考として、年代は異なるが、明らかにできる範囲で村所持の獵師鉄砲・威鉄砲の数を示した。窪田郡代が慶応二年六月に、豊後国玖珠郡等で鉄砲組を獵師鉄砲御免の者達から編成していること<sup>(14)</sup>から考えて、農兵人数も鉄砲数と関連があるのではないかと考えられるが、史料制約により明らかにしえない。

さて、農兵隊はこうして編成され、制勝組と称した。そして、同年一月一八日、咸宜園の東家に制勝組が収容され、広瀬孝之助(林外)がその教授方に任命された。<sup>(15)</sup> また、翌慶応三年四月二一日には、石坂上の広野で大規模な訓練を実施した。<sup>(16)</sup> 同じころ制勝組の規則が定められた。<sup>(17)</sup>

しかし、制勝組は長州戦争に伴う緊迫した社会情勢に対応するための急拵えであつたらしく、同年九月になると、次のような申渡が行われた。<sup>(18)</sup>

第3表 村別農兵人数(慶応2年9~10月)

村名	村高(A)	農兵人数		鉄砲数	
		人数(B)	A/B	猟師鉄砲	威鉄砲
渡里	150.051 <sup>(石)</sup>	* 3 <sup>(人)</sup>	50.0	1 <sup>(挺)</sup>	0 <sup>(挺)</sup>
二串	263.96	* 5	19.2		
山田	529.224	* 6	88.2		
下井手	205.498	* 4	51.4		
草場	685.78	* 6	114.3		
柚木	208.255	** 17	12.3		
大野	337.827	** 9	37.5		
赤石	306.25	** 8	38.3		
梅木	141.656	** 9	15.7		
中西	197.071	** 7	28.2		
川原	220.258	** 14	15.7		
鎌手	258.401	*** 6	43.1	2	5
小五馬	188.681	*** 3	62.9	1	2
續木	177.853	*** 3	59.3	1	0

- 註 (1) 村高は、『豊後国旧県管地沿革記附録』から作成。  
 (2) 農兵人数は、長野家文書「農兵方御用留」(\*印)、矢幡家文書「農兵組記請文」(\*\*印)、「制勝組書物扣」(\*\*\*)印)から作成。  
 (3) A/B欄は、小数点第二位以下を四捨五入した。  
 (4) 鉄砲数は、明らかにしえた村のみ示した。渡里村分は、長野家文書「豊後国日田郡渡里村銘細帳」(年不詳)から作成し、鎌手・小五馬・續木村分は、天保9年の数で、大分県地方史料叢書(-)『豊後国村明細帳(回)』から作成。

今般制勝組改正ニ付而は、  
 炮術稽古一同出精可致は勿  
 論之処、是迄定りゆ教授方  
 無之、昨寅秋当地切迫之時  
 勢ニ差臨急速之稽古ニ而稽  
 古之致方規則不相立、此俣  
 押移ゆ而は出精之際も相見  
 江兼可申ニ付、中村貝造・  
 古後市之助義、長崎表其外  
 江も追々差遣、歩兵操練式  
 稽古為致ゆ義ニ而此節兩人  
 共呼返し、制勝組立方申  
 付ゆ儀ニ有之……兩人伝習  
 いたし來ゆ書類を本躰と  
 立、無二念稽古致ゆ……  
 すなわち、①これまでは稽古  
 の仕方や規則が不十分で、この  
 ままでは稽古の成果もあまり期  
 待できない、②そこで、長崎表

その他で学んでいた中村貝造と古後市之助を呼び返したので、彼らの学んだことを基本として、歩兵操練等を懸命に稽古せよ、というものである。

そして、この申渡に伴って、同月、稽古の時間割や生活全般にわたり細かく規定した規則書が示された。<sup>(19)</sup>  
このようにして骨組みが整ってきた制勝組について、当時の風聞書は、次のように記している。<sup>(20)</sup>

……御支配中へ農兵を仕立、制勝組と名付け、日田・玖珠・下毛三郡にて……役人・兵士に取立て、ふだんの稽古をいたさせ、役人へは苗字兩刀をゆるし、平士へは長脇指をゆるし、劍術の稽古あり……

ところで、窪田郡代は、このような制勝組を、どのような構想に基づいて組織し、発展させようとしたのであろうか。

窪田郡代の構想は、慶応三年一月に郡代が幕府に提出した建白書にみる事ができる。<sup>(21)</sup> 建白書には、農兵達が稽古に励み戦争に参加できるようになったならば、武功により給田五石、或は一〇石を与え士分に取り立てるようにしてほしいと記されている。これによって、制勝組をいずれは正規の軍隊に編入することを、窪田郡代が構想としてもっていたことがうかがえる。そして、幕府はこの建白に対して、「農兵のもの共、給田の儀、武功拔群のものへは可被<sup>(22)</sup>下ゆ」という返答をしている。

さて、このような構想の下に整備されていた制勝組の構成や規模は次のごとくである。

第四表は、慶応三年末頃の制勝組役付き一覧である。<sup>(23)</sup> 文学教授方として広瀬孝之助（林外）、銃隊引立方として前述の中村貝造、銃隊介役として前述の古後市之助の名前がみられる。そして、金米方頭に、千原幸右衛門をはじめとして日田の豪商である広瀬家・草野家・森家・山田家等の人々の名前がみられる。このことは、制勝組の軍資金及び食料等は日田の豪商らに依存していたことを物語るものであろう。また、頭取に庄手村佐藤陸八郎・小迫村蒲地武三郎・大野村三笠寿七郎・渡里村長野柳四郎などの名前がみられ、司令士に湯山村矢幡東三郎らの名前がみられる。その他頭取や司令士などに、相良・井上など日田・玖珠・下毛三郡内の庄屋と同姓の名前が散見される。このことから、頭取・司令士クラスの人々は、庄屋をはじめとする

第4表

制勝組役付き一覽

文学教授方	広瀬 孝之助	制勝組頭取	三松 寛右衛門 中村 平太夫	小隊司令士	河津 謙吾 穴井 清三郎 長野 弥六 佐藤 健藏 井上 徳次 森山 俊造 梅野 芳左衛門 矢幡 東三郎 日出 潤一郎 井上 源七郎 津江 忠助 江藤 甚九郎 木村 恵右衛門 矢野 咸十郎 小川 甚蔵 宇曾 久右衛門 小幡 種吉 小幡 熊太郎			
制勝組御用掛	岡田三郎兵衛 佐藤 金三郎	制勝組頭取	長谷部 玄吾		散兵隊頭	頼合 宮忠助 原 勝次郎		
銃隊教授方	武ノ谷 和五郎 辻治部 右衛門	頭取	佐藤 陸八郎 仲間 賢十郎 千原 雄四郎 中嶋 治郎兵衛 蒲池 武三郎 森 謙平 井上 政太郎 桑野 守三郎 三笠 寿七郎 渡辺 善一郎 小幡 仁一郎 麻生 元兵衛 熊谷 儀兵衛 相良 市左衛門 田中 孫太郎 矢野 八郎左衛門 武吉 三郎右衛門 長野 柳四郎			金米方頭	千原 幸右衛門 広瀬 久右衛門 草野 忠右衛門 手嶋 儀七 森 甚左衛門 森 藤右衛門 山田 小三郎 山田 為右衛門 山田 作兵衛 山田 誠次郎	
銃隊教授方	河野 司郎助		大砲方頭取				田嶋 鬼三太 日隈 弥左衛門 桑野 陽吉郎 桑野 欽蔵 長尾 四郎右衛門 日隈 卓蔵	
銃隊教授方兼目付役	川村 龜兵衛							
銃隊引立方	壇川 喜八郎 本田 安馬 島田 金次郎							
大砲火役教授方	鏡山 直次							
銃隊引立方	中村 貝造							
銃隊介役	古後 市之助							

註 長野家文書「農兵方御用留」から作成。

豪農クラスの一族から任命されたものかと考えられる。

ところで、制勝組は慶応三年一二月の段階で、総数二八〇〇人弱であり、第五表に示したような編成になっていた。前述の制勝組役付き一覽とは、頭取数等に若干の相違があるが、史料的制約により明らかにしえない。

なお、備えていた兵器には、インヒールト銃一二〇挺（豊後国日田・玖珠郡、豊前国下毛郡、筑前怡土郡分が七〇〇挺、天草郡分

第5表 慶応3年12月制勝組の構成

		内 分 け		人 数 (人)	備 考
豊 後 国 日 田 郡 玖 珠 郡 豊 前 国 下 毛 郡	小 隊	頭	取	19	1 隊約47人 19組
		司	令	56	
		押	伍	59	
		嚮	導	19	
	兵	士	743		
	小	計	896		
大 砲	頭	取	10	1 隊11人 10組	
	兵	士	100		
	小	計	110		
そ の 他	米	金	12		
	弾	葉	36		
	ラ	ツ	23		
	太	鼓	71		
	計		1,077		
筑 前 国 怡 土 郡	役人見込の者	兵	士	9	
	計			83	
				92	
天 草	役人見込の者	兵	士	118	
	計			980	
				1,098	
惣	計			2,267	

註 西澤隆治『窪田治部右衛門の賦』より作成。

か。

後掲註(7)のように窪田郡代へは、元治元年・慶応元年に兵賦差し出しの申渡があり、その後、慶応二年二月から月割で兵賦金を上納することが幕府から命令された。これに対して、窪田郡代は免除願いを数度上申したが、許可されなかった。

そのような時期に、第二次長州戦争において戦闘が開始された。窪田郡代は、前述の農兵を率いて小倉へ出陣した。そして、その場において、兵賦金納の免除を願い出たのである。その状況については、慶応三年二月、窪田郡代の高木代官からの問い合わせ(後述)への返書にくわしくうかがえる。<sup>(26)</sup>

が五〇〇挺)、仏蘭西形ポード大砲一二挺(日田・玖珠・下毛部分が一〇挺、天草部分が二挺)などがあった。

そして、兵器購入費をはじめとする制勝組の経費は、献金を<sup>(25)</sup>させたり、さらに年貢の一部を流用することによって賄っていた。

このように、農兵隊編成といふことで農兵問題に対応した窪田郡代は、兵賦問題に関してはどのように対応したのであろうか。

……治部右衛門支配所之儀は、去寅七月中長防御征罰之砌、打手為御指揮小老岐守殿其外役、小倉表江相詰ゆ節、兵糧御賄御用被仰付御用中、右農兵ニ仕立ゆ者共も多人數召連軍兵役ニ召仕ゆ処、御手当等は不相願ニ付、其砌老岐守殿江治部右衛門儀直ニ兵賦金納之儀御免相成ゆ様速而相願ゆ処、金納之儀は格別之訳を以御免被成ゆニ付、兵賦取立ゆ振合を以土着之農兵取立、向後別而御警衛向一練敵重相届キゆ様被仰渡ゆ……

すなわち、窪田郡代は、第二次長州戦争に際して九州方面の諸藩監軍である老中小笠原長行に、農兵への手当て等は不用とし、代わりに兵賦金納の免除を願ひ出たのである。そして、長州戦争という状況が有利に作用したのであろう、農兵による警護をしつかりせよ、ということ**(27)**で兵賦金納は免除されたのである。

以上みてきたように、窪田郡代は、農兵問題に対しては制勝組という農兵隊を編成し、兵賦問題に対しては長州戦争への参戦を通して兵賦金納の免除ということで処理したのである。

ところで、窪田郡代が組織した制勝組は、幕末の状況下において、慶応四年一月、解散を余儀なくされた。

正月十七日になりければ、又々御郡代様豆田迄御引取、制勝組惣勢へ正金三步宛御郡代様より被仰付、夫が別れとなり……御郡代様並に御手附御手代皆々御陣屋を引払い思ひくりに落行ければ、制勝組も制勝館を引払い高瀬村へ引籠り……評議有れど此場に及では銘々帰村一決致しけるに付、十七日之夜七ツ時同村を引払い帰村いたしけり……**(28)**

つまり、慶応四年一月、窪田郡代が日田から逃亡してしまったことにより、農兵達はしかたなく各自の村へ帰り、制勝組は解散することとなったのである。

そして、制勝組が所有していた武器類は、窪田郡代逃亡後に侵入した森藩の軍兵によって差し押えられた。大砲三門・合衆一石が陣屋と高瀬村庄屋宅で差し押えられた。また、各農兵が持っていた小銃については、同年二月一二日に、次のような申渡が各村の庄屋に下され、処理された。**(29)**

是迄農兵江御渡有之ゆ小銃之儀、一端頭取宅江急速御取集、来ル十六日迄無相違会所江向御差出可被成ゆ、御四藩御改を

請、朝廷方御処置之上御渡可申分は追而御渡可申……

この小銃接收の申渡に対して、元農兵達は小銃をほぼ二月中に差し出してしまったようである。<sup>(30)</sup>このようにして武器を接收された時点で、制勝組は完全に消滅したのである。

ところで、制勝組解散後に残された問題として、制勝組の必要経費を立て替えていた日田の豪商達の問題がある。特に多額の経費を立て替えていた掛屋千原幸右衛門は難儀したらしく、慶応四年二月、救済を願ひ出た。<sup>(31)</sup>この救済願ひに対して、どのような処置がなされたかは明らかにしない。

## (2) 長崎代官の対応

次に、高木代官が、兵賦・農兵問題にどのように対応したのかをみることにしよう。

高木代官は、兵賦問題に関しては、前述のように兵賦を差し出す代わりに金納ということになったので、金納はしなければならぬと考へていたようである。慶応二年、前述の兵賦金掛高の調査命令に対して、高木代官は長崎町屋敷高を除いて管轄下村々の掛高を報告した。これに対して幕府から、「町屋敷高免除難相成ゆ間、残高之内取込、一同相納ゆ様可取計<sup>(32)</sup>」と申し渡された。そこで高木代官は、翌年一月、長崎町屋敷高も加えた金納掛高を再度報告した。しかし、金納の申渡では慶応二年二月から上納することになっていたが、高木代官は金納掛高を報告しただけで、金納はまだしていない。

一方、農兵問題に関しても早急に対応せねばならぬになっていた。しかし、代官としては、兵賦金納をさせ農兵を取り立てることになれば、農民の負担があまりにも大きくなりすぎるため、完遂に不安があり、苦慮していた。そのような時、窪田郡代が管轄下の村々で農兵を取り立てたことが伝わったのである。高木代官は、慶応二年末から慶応三年にかけて、窪田郡代に兵賦金納と農兵について、次のように問い合せた。<sup>(33)</sup>

御料所一統兵賦之内遠国之分金納被仰出ゆ処、於其土地農兵取立ゆても矢張金納可致哉、又農兵仕立ゆ上ハ金納ニ不及ゆ哉、日田郡代附支配所村ニ而ハ農兵仕立有之ゆ趣ニ付問合……

窪田郡代管轄下の村々では前述のように農兵隊を編成し、長州戦争への参戦を通して兵賦金納を免除されていた。慶応三年二月、そのことを記した返書をうけた高木代官は、農兵を取り立てれば兵賦金納は免除されるのではないかと考えたようである。そして、同年三月に、農兵取立仕法見込案を作成した。<sup>(34)</sup>

この農兵取立仕法見込案には、①農兵は、五人組毎に一人ずつ取り立て、年間二五日ずつ乃武館へ詰め、大砲の取り扱いや小銃の打ち方等を練習することとする、②浦見番や村役人達は特に練習し、いずれは村々での練習の指揮をすることとする、③非番の者は各自の村で油断せず非常の節に備え、非常の節は隣村、隣郷と協力することとする、④農兵にかかる費用は、とりあえず村毎にまかなうこととする、⑤農兵には多額の費用がかかるので、兵賦金納は免除していただきたい、という内容が記されていた。しかし、高木代官管轄下の村々で、この農兵取立仕法見込案に沿って農兵が取り立てられたかどうかは、史料的制約のため明らかにしない。

ところで、農兵取立仕法見込案を作成したことにより、兵賦金納が免除されることを期待していたであろう高木代官に、慶応三年四月、次のような申渡が下された。<sup>(35)</sup>

御料所兵賦之儀関内関外共為差出兵隊御取立相成ひ処、中ニは正人差出方難洪申立ひ村方も有之、御料所東西之民情区々ニ而彼是不都合不少ゆニ付、以来兵卒は御抱入相成ひ間、自今以後正人差出ニ不及ゆ、右ニ付高百石ニ付金三両宛之割合を以御料所一般ニ兵卒代リ金納被仰付、兵卒給分其他陸軍御用途之内江御差向、大坂御城御備兵をも右を以御取立相成ひ間、其段村方江申渡、無地高亡所引高之分街道筋宿馬助郷高等之歩合免除之分は相除掛高早々取調、当卯年々取立上納可被致ゆ、右上納金は自余之高掛リ物と誤違、正人代リ之儀ニ付、田高五分以上損毛免除之儀は難相成ひ間、其旨も可被心得ゆ、且又方今米穀は勿論四木三草を始都而土地出產之諸物も作徳利潤不少折柄ニ付、御趣意厚行届上納いたしゆ様可被申渡ゆ、すなわち、①幕領村々から兵賦を取り立てることは、各村にそれぞれ事情があり、全体として一律に実施することにはかなり無理がある、②そこで、兵は直接徴用することにする、③幕領村々には、兵賦の代りに村高百石につき金三両を事情の如何



第6表 慶応三年九月、高木代官管轄下村々の兵賦金納状況

郡名	村名	村高	引高	引高理由	兵賦金掛高	兵賦金	
		(石)	(石)		(石)	(両・分)	(文・分)
代官管轄	長崎村	2205.6556	95.08349	前々御業園地長崎 奉行支配役屋敷同 道敷養生所庄屋敷 使役高山留畑使給 高并古来より之無 地高引	2110.57211	金 63 1	永 67 2
	{村方 市中}				1276.20611	38 1	36 2
					834.366	25	31
	浦上村	952.15873	21.47354	前々堤溝成御船小 屋敷散使役高御仕 置場穢多屋敷并古 来より無地高引	930.68519	27 3	170 6
	高浜村	565.4872			565.4872	16 3	214 6
	野母村	238.0533	0.9455	前々寺屋敷引	237.1078	7	113 2
	戸町村	600.95373	1.9848	前々無地高横目屋 敷并石入引	598.96893	17 3	219 1
	古賀村	374.39201	12.6837	前々他床敷郷藏 敷寺屋敷無地高引	361.70831	10 3	101 2
	日見村	270.248	2.2044	前々郷藏敷浦見番 屋敷寺屋敷無地高 引	268.0436	8	41 3
	茂木村	682.9677	18.4768	前々郷藏敷浦見番 屋敷寺屋敷無地高 引	664.4909	19 3	184 7
	川原村	391.223			391.223	11 2	236 7
	椀嶋村	63.037			63.037	1 3	141 1
	山口村	266.084	2.639	前々堤敷新溜下半 高引	263.445	7 3	153 4
	田代村	220.004	6.047	前々新溜下半高并 前々川成砂押水洗 山崩川欠河原成石 川原成石砂入作土 流失引	213.957	6 1	168 7
川原村	235.558	36.628	前々川成引	198.93	5 3	217 9	
古川村	57.077			57.077	1 2	212 3	
笠椎村	322.849			322.849	9 2	185 5	
計	7445.74827	198.16623		7247.58204	217 1	177 5	

註 県立長崎図書館所蔵「慶応三年御用留」より作成。

に關わらず今年から上納させる、④この金納は他の高掛物と違い、「田高五分以上損毛免除」は実施しない、⑤最近は作物が豊作なので必ず上納せよ、というものである。兵賦金上納に關して、以前に慶応二年二月から上納せよと命じた幕府ではあったが、兵賦金の上納されないのが、慶応三年から必ず上納せよという厳しい金納命令である。

このような申渡を受けた高木代官は、この申渡には兵賦金納と農兵との関わりについて記されていないから、同年六月に、前述の窪田郡代からの返書も添えて、次のように長崎奉行の能瀬大隅守頼之に兵賦金納免除に關する勘定所への上申を願(36)い出た。

……兵賦金上納之儀は、正兵御取立相成ゆ上は難差出は勿論ニ付、農兵取立方伺中之趣を以、勘定所江可申置……  
しかし、この免除願(37)いも却下され、高木代官はやむを得ず、同年九月、第六表のような金額を江戸金蔵へ上納する手続きをとった。

こうして高木代官は、農兵取立仕法見込案を作成し、兵賦金も上納するという事で、兵賦・農兵問題に対応したのである。しかし、慶応四年一月、長崎奉行が長崎を退去したことに伴って、高木代官の幕領支配も幕を閉じることになった。

### むすびにかえて

以上、幕末に発生した兵賦・農兵問題について、九州幕領の状況を、窪田郡代と高木代官の対応を中心に考察してきた。しかし、本稿において述べたことはあくまで兵賦・農兵問題を今後検討する上での基礎作業的なものであり、今後の課題として多くの問題点が残されている。

ここで、今後の課題として特に大きな問題を二・三掲げて、むすびにかえることにする。

(一)窪田郡代は農兵隊組織・兵賦金納免除という対応をし、高木代官は農兵取立仕法見込案作成・兵賦金上納という対応をしている。このような郡代・代官の対応の差異には、各管轄下村々の農民等の動向が大きな要素として考えられるのではないだ

らうか。

(一) 窪田郡代と高木代官の動向で共通していることとして、幕府の命令を即実施しようとしていない、あるいは実施しようとしてできなかったように見受けられる点がある。このような郡代や代官の動向は、どのよう理由に起因するのであるうか。  
(二) また、このような郡代や代官の動向は、幕府の遠隔地幕領における支配力の弱体化を意味しているといえるであろうか。

なお、今後これらの問題の解明に向けて、まず幕領農民が兵賦・農兵問題をどのように受けとめ、行動したかについて考察していきたいと考えている。

註 (1) 日田郡大山村矢幡健氏所蔵文書(以下矢幡家文書と略) 「慶応二年小倉一件御用留、其外諸扣」

(2) 県立長崎図書館所蔵文書「文久三年御用留」(以下、特記しない限り同館所蔵文書とす)

(3) (4) 「元治元年御用留」

(5) 「慶応元年御用留」

(6) 「慶応三年御用留」

(7) 窪田郡代の下での兵賦金納問題の発生について、矢幡家文書「慶応二年小倉一件御用留、其外諸扣」には、次のように記されている。

御領所兵賦差出之義、去<sub>(元治元年)</sub>子年中被仰渡、去<sub>(慶応元年)</sub>丑年猶又御沙汰之次第も有之、関東ニおゐてハ兵賦速ニ差出<sub>(慶応二年)</sub>ゆ、夫外も追々御遣方有之、高千石ニ付彦人宛之割合を以強壯之者当寅二月追差出方被仰付、正兵差出ゆ儀之処、当御支配所之儀は格別遠路ニ付正兵差出方難儀ニも有之ゆハ、追而御沙汰有之ゆ追ハ先金納之積、尤寅二月月割上納之積……

(8) 「慶応三年御用留」

(9) 「文久三年御用留」

(10) (11) 「元治元年御用留」

(12) 帆足達雄「維新前後に於ける天領日田の波瀾」(『日田御役所から日田県へ』一九六九年)

(13) 日田市吹上町長野秀敏氏所藏文書(以下、長野家文書と略)「農兵方御用留」

(14) この鉄砲組については、拙稿「長州戦争における豊後幕領農民の負担と動向」(『大分県地方史』一一一―一)参照。

(15) 井上義巳「咸宜園をめぐる政治情勢」(『九州天領の研究』吉川弘文館・一九七六年)

(16) 永山神主家文書「慶応三年日記録」

(17) 「林外日記」慶応三年四月一日の条に、「夜草制勝館規則」とある。(前掲井上氏論文)

(18) 長野家文書「農兵方御用留」

(19) 長野家文書「農兵方御用留」にみられる規則書は、次のごとくである。

#### 規則書

一、詰方之内芸術出来ゆもの見立、詰方中組頭役申付、詰合之もの上席ニ申付ゆ事

但、頭取役人・平土之無差別、芸術宜敷もの江組頭役ニ申付ゆ間、名前其時ニ可申立事

一、朝六ツ時々五ツ半時迄、劍術稽古可致事

但、病氣等ニ而闕席いたしゆものは、組頭役ニ掛遣相届可申事

一、朝五ツ半時々四ツ時迄、朝飯可致事

一、四ツ時々九ツ時迄、砲術技芸稽古可致事

一、九ツ時々八ツ時迄、休息之事

一、八ツ時々七ツ半時迄、砲術運動稽古可致事

半日

一、朝六ツ時々五ツ半時迄、劍術稽古可致事

但、右同断

一、朝五ツ半時々四ツ時迄、朝飯可致事

一、四ツ時々九ツ時迄、砲術技芸稽古可致事

一、九ツ時々八ツ時迄、休息之事

一、八ツ時々七ツ時迄、筒打稽古可致事

但、老人ニ付六発打方可致、尤未熟之ものも相交り稽古いたしゆ儀ニ付、過ち等之儀無之様万事心付、熟練之もの必老人宛差添稽古可致事

一、詰合中ハ猥ニ門外不相成、無執要用有之ゆ節ハ、組頭江申出、組頭ハ懸り江申立、御門札相願、詰所江帰りゆ節は、其段組頭ハ相届、御門札返却可致事

一、夜は五ツ時限寐可申、無益之雑談ニ夜を更しゆ而は、翌朝之稽古ニ差支ゆ、併文学之志有之読書等いたしゆものハ志次第勉強可致事

一、着到之日、出達之日、兩日之外廿日詰方可致事

(札ケ下) 詰方之儀、呼出ゆ日限致延引ゆもの、たとへハ一日延日ニゆハ、二日、或五日延日は十日と、怠りゆ日限一倍之詰方手入用を以可致事

一、詰方中酒宴堅く無用之事

一、日々入用之儀、毎月晦日、入用之書付帳面江記し、差出改を受可申事

但、右入用諸品突合書付相添差出ゆ事  
〔一日休日也〕  
一、詰方廿日之内十日目〔一日休日也〕之事

一、詰方中、親兄弟病氣等申来ゆ節は、組頭江申立、組頭ハ取締江申達、取締ハ其次第取調之上、掛り江一応申立書付御役所江差出可申事

一、詰方交代之節は、取締江相届、取締并当番頭取ハ書付差出詰方之もの一同懸り江申出届書差出可申事

右之條々堅相守、若相背ゆもの有之ゆハ、嚴重ニ取計可申、其時宜ニ寄、制勝組相省ゆ間、心得違無之様急度相慎、諸芸稽古出精可致もの也

卯九月 日田御役所

(20) 『安心院嘉六手記・維新前後に於ける西陲の騷擾』(日田市教育委員会・一九六一年)

(21)~(22) 西澤隆治『窪田治部右衛門の賦』(一九八〇年)

(23) 長野家文書「農兵方御用留」

(24) 西澤隆治『窪田治部右衛門の賦』

(25) 献金については、「下毛郡耶馬溪町矢野文書」(『耶馬溪町史』)、首藤助四郎「制勝組・農兵に関する史料(その二)」(『日田文化』二六号)、拙稿「長州戦争期における農民負担の一史料」(『大分県地方史』一一三号)等に、具体的事例をみることが出来る。

(26) 「慶応三年御用留」

(27) 兵賦金免除について、窪田郡代は管轄下村々に次のように伝達している。

御料所村と兵賦之儀、(元治元年)去と子年中高千石ニ付芻人ツ、差出ゆ様御達有之、其節村と難渋之次第被仰立差出方御免相願、(慶応二年)去寅年

於小倉表猶被仰立ゆ処、願之通兵賦差出ニ不及ゆ間、土着之農兵取立、御取締向一線嚴重相立ゆ様可致旨被仰渡……(九重町上戸麻生鍊太郎氏所蔵文書)

(28) 『安心院嘉六手記・維新前後に於ける西陲の騷擾』

(29)~(30) 長野家文書「農兵方御用留」

(31) 首藤助四郎「制勝組・農兵に関する史料(その一)」(『日田文化』二六号)

(32)~(37) 「慶応三年御用留」

〔付記〕 小稿をなすにあたって御指導いただいた恩師豊田寛三先生に感謝申しあげるとともに、史料閲覧に際して多大の御配慮をいただいた大分県史編纂班ならびに文書所蔵者の方々にお礼を申しあげたい。

なお、本稿は昭和五八年度文部省科学研究費補助金(奨励研究B)による「長州戦争時における幕領・諸藩領農民の負担について——九州の幕領・諸藩領の場合——」の成果の一をなすものである。  
(大分市大石町二——一——三)